

韓国知的財産ニュース 2016 年 1 月前期

(No. 310)

発行年月日：2016 年 1 月 21 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、1 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 2016 年から変わる知的財産制度 (2016. 1. 14)

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、健康及び環境分野専門審査チームを新設 (2016. 1. 4)
- 2-2 特許庁、中小企業の知財基盤強化に 128 億ウォンを支援 (2016. 1. 4)
- 2-3 特許庁、基礎・源泉技術分野の特許競争力強化を支援 (2016. 1. 7)
- 2-4 特許庁、2016 年 IP-R&D 戦略支援事業を推進 (2016. 1. 11)
- 2-5 IP5 弁理士団体、世界特許情報システム構築に向け議論 (2016. 1. 13)

模倣品関連及び知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 韓国特許庁長の新年のご挨拶 (2016. 1. 1)
- 5-2 酸化インジウムスズ代替素材に関する特許出願が活発 (2016. 1. 11)
- 5-3 SK、ベンチャー企業支援に向け特許公開 5,600 件に拡大 (2016. 1. 12)
- 5-4 サムスン、米特許登録件数で 2 位を保持 (2016. 1. 14)
- 5-5 サムスン証券、国内初でロボ・アドバイザーコア技術の特許出願 (2016. 1. 14)

法律、制度関連

1-1 2016年から変わる知的財産制度

韓国特許庁(2015.1.14.)

特許庁は、行政サービスの向上及び知的財産競争力の強化を骨子とする「2016年から変わる知的財産制度・支援施策」を13日に発表した。

新年から変わる知的財産制度は、▲出願人の便宜向上と行政サービスの改善、▲知財権の国際競争力強化、▲知財権保護・活用・支援制度の拡大等に重点を置いている。

新しい制度では、商標・デザイン審査官の拒絶決定が審判段階で覆された場合には、審判請求のために納付した審判手数料が当事者に返還される。また、デザイン権者が登録されたデザイン権を放棄すると、すでに払った登録料のうち「デザイン権登録を放棄した翌年からの登録料」の返還を受けることができるようになる。

①出願人の便宜向上と行政サービスの改善

- (拒絶決定の取消時審判請求料の返還)商標・デザイン審査官の拒絶決定が審判段階で覆される場合、審判請求のためにすでに納付した審判手数料全額を審判当事者に返還(2016年5月施行予定)
- (デザイン権回復要件の緩和)デザイン権回復のための追加納付期間又は保全期間を過ぎてデザイン権が消滅した場合、従来は「実施中のデザイン」のみデザイン権回復申請が可能だったが、デザイン保護法改正により全てのデザイン権について回復申請可能(2016年5月施行予定)

②知的財産権の国際競争力強化

- (海外商標出願の支援)国際商品分類基準を形成する国際商品分類協定同盟(NICE)、世界知的所有権機関(WIPO)、商標会合5庁(TM5)で認める商品名の英語表記の情報を特許庁のホームページで容易に検索できるようにし、商品名称が原因で商標権獲得が遅れることがないように改善する。
- (Global Hit 365 プロジェクト)中堅・中小企業の製品が世界市場で1年365日の間知的財産紛争に巻き込まれず、円滑に取引されるよう製品開発段階からブランド・デザイン・特許を融合した知的財産総合戦略の策定を支援(2016年1月施行)

③知的財産権の保護・活用・支援制度の拡大

- (知財権虚偽表示通報センターの運営)知財権虚偽表示に関する通報や問い合わせを受け付ける「知的財産権虚偽表示通報センター」を開設・運営(2015年12月施行)
- (営業秘密保護の支援)中小企業の営業秘密・技術保護のために、有料で提供していた「営業秘密保護管理システム」が無償で提供される他(2016年7月)、これまで企業の営業秘密管理水準を分析及び診断した営業秘密コンサルティングについて、対策作りまで支援する「企業実感型コンサルティング」に改善(2016年6月)する。

特許庁のチョン・ヨンウ報道官は「先月31日に商標法とデザイン保護法の改正案が国会を通過し、不合理な手数料慣行が改善された。今後、国民の不便を招く不合理な知的財産制度があれば、引き続き改善していく方針だ」と述べた。

[添付] 2016年から変わる知的財産制度

1. 出願人の便宜向上と行政サービスの改善

拒絶決定時 審判請求料返還	商標・デザイン審査官の拒絶決定が審判段階で覆された場合(審判請求時に補正した件は除外) 審判請求のためにすでに納付した審判手数料全額を審判当事者に返還	2016年5月予定 審判政策課 042-481-8206
デザイン権放棄時 登録料返還	デザイン登録後、デザイン権者が自らデザイン権を放棄した場合、すでに納付した登録料のうち、「デザイン権の放棄日が属する年」の次の年からの登録料に該当する部分を返還	2016年5月予定 登録課 042-481-5233 デザイン審査政策課 042-481-5766
デザイン権回復要件 緩和及び 申請料引き下げ	デザイン権回復のための追加納付期間又は保全期間が経過してデザイン権が消滅した場合、従来は「実施中のデザイン」にもデザイン権回復申請が可能だったが、改正法では「実施中」を削除し、全てのデザイン権に対し回復申請が可能(実施中であることを証明する書類の提出も不要)	2016年5月予定 登録課 042-481-5233 デザイン審査政策課 042-481-5766
動的画像デザイン 図面提出要件緩和	動的画像デザイン(動画形式の画像デザイン)を出願する場合、画像の変化過程に従い順番通り図面番号を記載するよう、図面提出要件を緩和 *従来は、動作の種類別に区分し図面番号を記載	2016年1月施行 デザイン審査政策課 042-481-8353

映像口述審理システム活用対象拡大	ソウル-大田間当事者系審判にのみ活用されていた「映像口述審理システム」を全ての審判事件の説明会及び審判官面談に拡大	2016年1月施行 審判政策課 042-481-5846
審判関連各種通知書案内文整備	一般人が理解し難い審判関連通知書を分析し、追加の案内事項や不明確な点等を分かりやすい表現に変更	2016年3月施行 審判政策課 042-481-5918
モバイル手数料通知及び納付サービス	特許手数料情報をカカオトークお知らせで受け取り、モバイルGIROアプリを通じて納付できるモバイル手数料納付サービスを開始	2016年1月施行 情報開発課 042-481-5103
知識財産学学点銀行制拡大	知的財産専門人材の養成のために施行中の知識財産学学点銀行制の科目を従来の1科目から5科目に追加開設	2016年1月施行 教育企画課 042-601-4311

2. 知的財産権の国際競争力強化

海外商標出願支援	国際商品分類協定同盟(NICE)、世界知的所有権機関(WIPO)、商標会合5庁(TM5)で認める商品名称の英語表記情報を特許庁ホームページで容易に検索できるようにし、商品名称が原因となって商標権獲得が遅れるという問題を解決	2016年1月施行 商標審査政策課 042-481-5267
Global Hit 365プロジェクト	中堅・中小企業の製品が世界市場で1年365日の間、IP紛争に巻き込まれず、円滑に取引されるよう、製品開発段階からブランド・デザイン・特許を融合したIP総合戦略の策定を支援 *2016年IP-R&D戦略支援における新規事業43課題	2016年1月施行 産業財産創出戦略チーム 042-481-8184
デザイン権回復要件緩和及び申請料引き下げ	未活用特許問題の解決のため、公的研究機関の優秀発明等、計56課題に対し最適の権利範囲を設定し、海外権利確保戦略の策定を支援	2016年1月施行 産業財産創出戦略チーム 042-481-5931
標準特許インキュベーション支援	標準特許専門家、弁理士、国際標準専門家で構成された専門チームが中堅・中小企業を訪ね、R&D方向設定、標準案-特許連携設計等、標準特許創出戦略を支援 *標準特許創出支援事業における新規事業6課題	2016年1月施行 産業財産創出戦略チーム 042-481-8499

3. 知財権保護・活用・支援制度の拡大

知財権虚偽表示 通報センター運営	知財権虚偽表示に関する通報や問い合わせを受け付ける通報センターを開設・運営	2015年12月施行 産業財産保護政策課 042-481-5923
営業秘密保護管理 システム無償提供	中小企業の営業秘密及び技術を保護するために有料で提供していた「営業秘密保護管理システム」を無料で提供、運用方法の教育も無料提供	2016年7月施行 産業財産保護政策課 042-481-5761
営業秘密保護 コンサルティング 改善	営業秘密管理水準の分析・診断に止まっていた営業秘密保護コンサルティング制度について、分析・診断・対策までサポートする「企業実感型コンサルティング」に改善	2016年7月施行 産業財産保護政策課 042-481-5761
公共機関保有特許 診断支援	公共機関未活用特許10件に関する特許分析を行い、特許管理水準を診断し、機関・事業別管理及び活用戦略に関するコンサルティングを提供	2016年1月施行 産業財産創出戦略チーム 042-481-5931
不正競争行為 調査発動要件強化 及び規制緩和	不正競争行為調査要件を「必要な場合として、他の方法ではその行為をしたかどうかを確認することが困難な場合」に強化し、再検討が必要な規制について日没規定 ¹ を新設	2016年1月予定 産業財産保護政策課 042-481-5953

関係機関の動き

2-1 特許庁、健康及び環境分野専門審査チームを新設

韓国特許庁(2016.1.4.)

特許庁は、健康及び環境関連技術審査専門性を高めようと、2016年1月から健康及び環境関連技術の特許審査を担当する「資源再生審査チーム」を新設することを明らかにした。

今回新設される「資源再生審査チーム」は、現在複数の審査チームで分けて行っている健康及び環境関連技術の特許審査業務をまとめ行うことになり、主に水質浄化、大気

¹ 日没規定：一定期間が過ぎると効力が自動喪失される規定、又は妥当性を再検討しなければならないように定められた規定

汚染物の分離、廃棄物を利用した燃料生産、健康管理、ビューティーケア技術等の特許審査を担当する予定だ。

水質浄化や大気汚染物の分離のような環境関連技術の特許は過去 5 年間(2010 年～2014 年)毎年 3,500 件以上出願されており、このことから関連技術の開発が着実に進んでいることが分かる。

< 主な健康・環境関連技術分野における特許出願現況(2010～2014 年) >

単位：件数

技術分野(関連 IPC)	2010	2011	2012	2013	2014	年平均
水質浄化(C02F)	1,239	1,294	1,218	1,165	982	1,180
汚染物分離(B01D)	2,546	2,650	2,731	2,663	2,635	2,645
ヘルスケア(G06F 19)	264	627	459	884	499	547
ビューティーケア(A45D)	669	714	878	879	837	795

*IPC(International Patent Classification)：特許を技術分野別に分類できるよう、世界的な所有権機関が定めた分類体系

特に、最近パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議にて、地球温暖化対策の新枠組みへの合意がなされ、韓国も 2030 年までに温室効果ガス排出量予測値の 37%削減という目標を提出しただけに、今後環境汚染物質の削減や資源リサイクルに関する技術開発が一層活発になり、これに伴い関連特許出願も増加する見通しだ。

また、遺伝子情報等をコンピューター技術を利用して処理するヘルスケア関連技術や化粧品等のビューティーケア技術の特許出願も、健康・ビューティーへの関心の高まりに伴い今後増加し続けるとみられる。

特許庁はこのような状況の変化に予め対応するため、健康及び環境関連技術の特許審査を専門に行う「資源再生審査チーム」を新設し、特許庁内の専門家だけでなく、他の省庁からも専門家を招くなどして審査の専門性を確保できるようにしたと発表した。

また、関連学界や研究機関との交流により最新技術情報を共有することで審査の専門性を図るとともに、必要な特許動向情報は関連省庁や研究機関に提供して効率的な技術開発を支援する計画であることを明らかにした。

新設された「資源再生審査チーム」では、環境、生物、情報通信分野等の博士級審査官 5 人の他、17 人の審査官が専門分野別に審査業務を行うことになる。

特許庁内に「資源再生審査チーム」を新設することにより、健康と環境関連技術の特許審査において専門性が一段と向上するものと期待される。

2-2 特許庁、中小企業の知財基盤強化に 128 億ウォンを支援

韓国特許庁(2016.1.4.)

特許庁は、中小企業の知財基盤強化に向け「2016 年 IP スター企業²育成事業」の支援計画を確定し、施行すると発表した。

「IP スター企業育成事業」とは、特許庁と広域自治体が協力して地域別に有望な中小企業を知財基盤中小企業として育成させることを目指す事業で、全国に 16 カ所ある知識財産センターが事業を運営する。

同支援事業の予算規模は 128 億ウォンと、2016 年度に 100 余りの企業を新たに選定する予定だ。

支援対象に選ばれた企業は選定後 3 年間、開発された技術の国内外特許権の獲得や特許技術動向の調査、非英語圏ブランドの開発、知的財産経営戦略のコンサルティング等、知的財産と関連する様々な支援が受けられる。

特に、地域知的財産センターでは専門コンサルタントによるコンサルティングがいつでも受けられるため、最近増加している知財関連問題の解決に役立つものと期待される。

特許庁は、これまで行ってきた「IP スター企業育成事業」により特許紛争をうまく乗り越え、売上を大きく伸ばした企業も多くある」とし、「同事業は中小企業の知的財産競争力の強化につながると思う」と述べた。

2-3 特許庁、基礎・源泉技術分野の特許競争力強化を支援

韓国特許庁(2016.1.7.)

特許庁は、基礎・源泉技術の開発・研究を行う国内科学者が世界市場で知的財産権を

² IP は Intellectual Property の頭文字で、特許、商標、デザイン等、知的財産を意味する。IP スター企業とは、知的財産基盤がしっかり整った強い中小企業を意味する。

獲得できるよう特許戦略を支援すると発表した。去年 12 月に支援対象に選定した基礎科学研究院 (IBS) 所属の 3 つの研究団* に対し、今後 2 カ月間特許コンサルティングを提供する計画だ。

* 認知及び社会性研究団 (IBS シン・ヒソブ博士)、分子活性触媒反応研究団 (韓国科学技術院 KIAST チャン・ソンボク教授)、ナノ粒子研究団 (ソウル大学キョンテクファン教授)

基礎・源泉技術の研究が進むと基礎特許・源泉特許が確保できるため、当該技術が商用化される場合、未来の新たな成長エンジンに成り得る。こうしたことから、韓国も基礎・源泉技術の研究を強化しようと 2011 年 11 月に IBS を立ち上げ、これまで計 26 の研究団を選定して 2016 年現在 2,000 億ウォン以上の研究開発費を支援している。

しかし、持続的な投資拡大に比べ、これまで知的財産権面での戦略は不十分だった。実際、研究論文が事前に学会で発表されたり、オンラインで公開されたことから特許登録が拒絶され、高い付加価値を得られるチャンスを逃したケースも結構あった。

これを受けた特許庁は 2014 年末、試験的に IBS 所属研究団 3 つを対象に特許コンサルティングを支援したが、源泉技術に関する特許戦略 (紛争への対応、海外出願等) や産業的活用策等の具体的な情報を提供された研究団の満足度が高かったため、今後 26 の研究団のうち、特許課題の多い研究団は全て支援する予定だ。

特に今回の支援では、特許戦略の必要性について共通した認識を持つ IBS 等、関係機関との連携・協力を強化したため、一層大きな相乗効果が見込まれる。支援対象の選定時に、関係機関から基礎・源泉技術研究分野の主要科学者の推薦を受けた他、特許コンサルティングの需要調査、特許戦略セミナー及び特許教育、現場診断等を共同で実施した。

今回、支援対象に選ばれた 3 つの研究団は源泉技術は保有しているものの、これに対する権利化は不十分のため、研究成果の質の向上に向けた特許ポートフォリオの構築等が急がれると診断された。

特許庁のクォン・ヒョクジュン産業財産政策局長は「技術の付加価値を高めるためには、商用化技術だけでなく、基礎・源泉技術の特許権を獲得することが重要となる。特許庁では、基礎・源泉技術を研究する国内主要科学者が知的財産権に重点を置いた研究開発により世界一の技術を確保できるよう、積極的にサポートしていきたい」と述べた。

2-4 特許庁、2016年 IP-R&D 戦略支援事業を推進

韓国特許庁(2016.1.11.)

特許庁は、中堅・中小企業が研究・開発(R&D)過程において中核・源泉特許を獲得できるよう、特許戦略の策定を支援する「2016年 IP-R&D 戦略支援事業」推進計画を確定し、施行すると発表した。

「2016年 IP-R&D 戦略支援事業」は、韓国中堅・中小企業を強い知財権を基盤とするグローバル企業に成長させることを目標に、知財権戦略専門家と特許分析機関等がチームを構成し、徹底した特許分析により競合会社の特許対応戦略や新技術(特許)の創出、R&D方向の設定等、当該企業に合わせたオーダーメイド型・密着型特許戦略の策定を支援する事業である。

今年は前年比35件増加した203件のIP-R&D事業を支援し、予算も31%増加した162億8千万ウォンを投入する。

特に、中小企業の知財競争力強化及びグローバル成長に向け、支援分野を既存の素材部品分野中心から全産業分野へと拡大する予定だ。

また、企業の知的財産水準及び能力に合わせたオーダーメイド型IP-R&D戦略を提供するために、課題の類型を技術先導型(5カ月)、技術跳躍型(3カ月)、製品中心のIP総合支援型(3カ月、5カ月)等、3種類に細分化した他、既支援課題に対する戦略履行点検及び補充戦略を追加で提供する継続課題制度を新たに導入する等、需要者中心の支援体制に見直して支援を受ける企業の満足度をさらに上げる計画だ。

過去5年間(2010年～2014年)の支援成果を見ると、IP-R&D戦略の支援を受けた研究開発課題は支援を受けなかった課題に比べ、特許出願件数では11.7倍、優秀特許比率は2.9倍、三極特許比率*は5.2倍高い等、同事業の成果が大きいことが明らかになり、今後中堅・中小企業のR&Dガイド役としてのさらなる活躍が期待される。

* 三極特許比率：米国、欧州、日本特許庁に同時に申請された特許の数

特許庁のクォン・ヒョクジュン産業財産政策局長は「IP-R&D戦略支援事業により、新技術の創出や新事業の発掘、中核・源泉特許獲得による売上増大、グローバル企業との特許訴訟での勝利による安定的な世界市場進出等、多くの成功事例が生まれた。これからより多くの中堅・中小企業がこのような成功事例の主人公になれると思う」と述べた。

2-5 IP5 弁理士団体、世界特許情報システム構築に向け議論

電子新聞(2016.1.13.)

知的財産分野における先進5カ国の弁理士団体が集まり、「世界特許審査情報システム(Global Dossier)」導入の妥当性について議論を行う。

世界特許審査情報システム制度に関する意見を共有する会合である「第2回プレジデントミーティング」が来る14日に日本で開催される。最近、5大特許庁が同制度導入の議論を進めていることを受けてのことだ。

世界特許審査情報システムは、各国特許庁の審査情報を共有する制度だ。世界特許審査情報システムサービスを共同で利用できるインターフェースを構築し、審査効率の向上や出願人の利便性向上を図るためである。

制度が定着すれば、出願人が希望する言語で出願することができるようになる。また、本人が出願した関連情報をまとめて見ることもできる。このためには、世界各国の特許庁間での審査情報共有等、協力の活性化が欠かせない。

コ・ヨンフェ大韓弁理士会長は「世界特許審査情報システムを導入には、各国知的財産制度の統一化を始め、機械翻訳の品質向上等、多くの困難が立ちはだかっている。特許庁だけでなく、弁理士等、専門家らが集まって工夫・議論することが求められる」と述べた。

今回の会合では日中韓3国の弁理士会長会合も併せて開催され、東アジア知的財産権制度の発展に向けた3国協力及び交流の活性化方策が議論される予定だ。

ムン・コウン記者 accord@etnews.com

模倣品関連及び知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 韓国特許庁長の新年のご挨拶

デジタルタイムズ(2016.1.1.)

■ 2016年 新年のご挨拶

2015年が「発明の日 50周年」を迎え半世紀の成果をまとめる1年だったとすれば、今年韓国知的財産の次の半世紀を切り開く転機となる重要な時点だと思います。

新たなアイデアと新技術が知的財産によって付加価値を創出し、国家経済が一段と跳躍できるよう、最善を尽くします。まず、特許庁業務の最も基本となる審査・審判業務を忠実に行う方針です。審査処理速度は、現在水準である特許10カ月、商標・デザイン5カ月程度を維持しつつ、より正確な審査ができるよう、努力しなければなりません。産業現場や特許顧客などとのコミュニケーション及び協力を強化して審査品質をさらに高めていきます。また、審査支援事業及び主要国との審査協力を拡大するとともに、審査官1人当たりの処理件数を先進国並みに適正化するため、審査人員の拡充も継続的に進めます。

米国・日本など、主要国は迅速かつ正確に知財権紛争を解決するため、審判制度を持続的に改善しています。韓国の審査と審判、訴訟も国民が予測可能な一貫性のある結果を出さなければなりません。そのために、全ての無効証拠が特許審判員の技術的判断を受けられるよう無効審判関連制度を見直します。

中小・中堅企業が自力で成長できるようIP研究・開発(R&D)戦略やIP金融など、多様な支援策を強化及び拡大します。優秀特許不足により発生する知的財産権使用料収支の赤字を減らし、政府と民間のR&D効率性を高めるために、「政府R&D特許設計支援事業」、「公的機関保有診断事業」などを新たに推進し、中核・標準特許の創出に向けた支援も強化します。

企業の研究・開発の成果が死蔵されることなく、付加価値創出につながるよう、知的財産関連税制の見直しを進めると同時に、IP 需要企業の発掘に積極的に取り組むなど、知的財産取引の活性化にも力を入れます。

今後韓国特許庁は、グローバル知的財産制度をリードする First Mover を目指さなければなりません。そのために、IP5 及び TM5、ID5 のような知財先進 5 カ国の一員として、戦略的交渉により国際秩序の変化を主導するとともに、途上国支援事業のような多角的国際協力活動も行っています。

このような国際協力の努力に加え、模倣品取締り強化などによって国内における知財権保護の実効性を高める一方で、中国の西安に IP-DESK を新たにオープンするなど、韓国企業の海外知財権紛争被害を減らし、国際社会に認められる知財大国を目指します。

韓国は出願では世界 4 位だが、GDP など、経済規模を考慮した韓国人の出願割合は明らかに世界トップだと思えます。2016 年はこのような発明 DNA の権利化・商用化に皆様のご努力が加わり、知的財産行政が経済革新と創造経済の実現につながるよう最善を尽くす 1 年になることを願います。

5-2 酸化インジウムスズ代替素材に関する特許出願が活発

韓国特許庁(2016. 1. 11.)

スマートフォン等のタッチパネルに使用される酸化インジウムスズ(ITO、Indium Tin Oxide)に代えられる代替素材を利用した透明電極フィルムに関する技術開発が活発化している。

特許庁によると、ITO 代替素材を透明電極フィルムの素材に利用する技術に関する特許出願は 2010 年の 37 件から 2014 年の 92 件へと、過去 5 年間年平均 26.4% の高い増加率となる。

現在、タッチパネル用透明電極フィルムの主な素材である ITO については、主材料のインジウムの埋蔵量が限られており、高価で柔軟性に欠けるといった問題点が指摘されている。こうしたことから、ITO の短所をカバーできる金属ナノワイヤーやグラフェン、カーボンナノチューブ等を代替素材として使って透明電極フィルムを製造する方法への関心が高まり、関連特許出願が増加しているものと分析される。

出願人別現況をみると、国内大企業(27.3%)と中小企業(24.0%)及び大学等、産学協力団(24.0%)が特許出願を主導しており、国内企業が透明電極フィルム代替素材の関連技術の確保に積極的に取り組んでいることが分かる。

素材別特許出願割合をでは、金属ナノワイヤーが41.6%、電導性高分子が16.1%、グラフェンが15.2%、カーボンナノチューブが14.4%で、2つ以上の代替素材を混ぜて電極を製造した混合型は12.6%を占めている。

金属ナノワイヤーは、低コストで製造可能で、タッチパネル用透明電極フィルムが求める一定水準以上の光透過度や電気伝導度を容易に達成できるため、他の素材に比べ出願割合が高かった。それに対し、グラフェンやカーボンナノチューブの場合は工程がかなり複雑で、電導性高分子は光透過度や電気伝導度で多少脆弱なため出願が少なかったと分析される。一方、混合型は金属ナノワイヤーを除いた他の素材の出願割合と同じくらいで、代替素材の短所を補完する方法として注目されている。

今後、スマートフォン用タッチパネルの市場規模は、中国やインド等の新興国の市場規模を考慮すると、拡大し続ける見通しだ。ところが、ITOの主材料であるインジウムは世界全体の埋蔵量の70%以上が中国にある上、埋蔵量が限られていることから数年内に枯渇されるとの予測も出ている。これにより、ITOフィルムの安定的な需給及び価格への負担が増大しており、代替素材を活用した透明電極フィルムに関する技術開発は今後さらに活発になる見通しだ。

特許庁の関係者は、「透明電極に使用されるITOを代替できる新しい素材の商用化が急がれる中、代替素材の弱点を克服できる多様な方法を開発する必要があり、代替素材を利用した透明電極関連特許を十分に確保することが求められる」と強調した。

5-3 SK、ベンチャー企業支援に向け特許公開5,600件に拡大

電子新聞(2016.1.12.)

SKグループは今月中に米投資会社と共同でベンチャー企業支援のための300億ウォン規模のファンドを構成した。ベンチャー企業に開放する特許も前年比30%拡大する。同グループは今日12日、創造経済活性化に向け、スタートアップ企業・ベンチャー企業の支援を強化する発表した。

SK グループ関係者は「ベンチャー企業が持続可能な成長基盤を整え、競争力を強化できるよう、支援のレベルを一層アップグレードする計画だ」と述べた。まず、ベンチャーキャピタル中心の資金供給から脱し、グローバル投資会社や国内金融会社と協力して投資家の類型を多角化する。

同グループは、1 月中に米投資会社が参加する 300 億ウォン規模のファンドを構成する予定だ。細部の運営方式に関する詰め協議を進めている。シリコンバレー等、グローバル市場に進出したベンチャー企業の現地定着と初期事業化に必要な資金として使う予定だ。

同グループは、去年約 4,300 件の特許をベンチャー企業に開放したのに続き、今年は 5,600 件に増やす計画だ。情報通信、エネルギー、化学、半導体の他に、オンラインビジネスモデルやシステム統合関連特許も開放する。ベンチャー企業のグローバル市場攻略対象も米国中心からサウジアラビアや中国等へと多様化する。

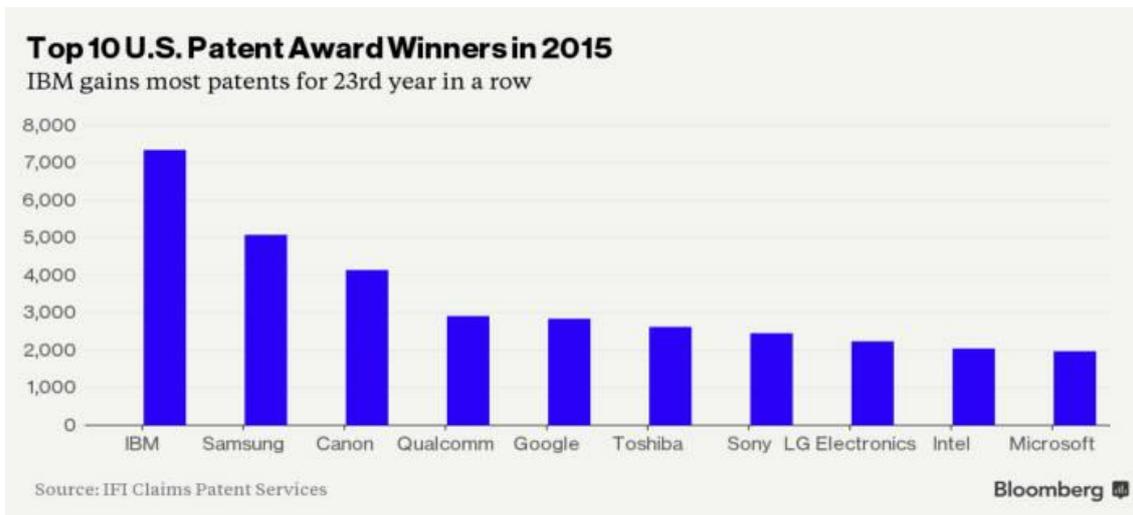
また、ベンチャー企業が来る 2 月に開催される世界モバイル展示会 (MWC) を始めとする海外有名展示会に参加する機会も拡大する。イ・ジェホ創造経済革新事業団長は「ベンチャー企業が抱える資金・人材・技術不足問題を根本的に解消する目的から、SK グループの創造経済支援組織の枠と内容をアップグレードした」とし「目に見える成果が出されるよう全力を尽くしたい」と述べた。

キム・ウォンベ記者 adolfkim@etnews.com

5-4 サムスン、米特許登録件数で 2 位を保持

電子新聞(2016.1.14.)

サムスンが米国特許登録件数で IBM に次いで 2 位となった。米特許専門サービス会社 IFI (IFI Claims Patent Services) は 1 月 13 日 (現地時間)、2015 年特許登録ランキングを発表した。



<2015 年米国特許登録上位 10 社 (出処 : ブルームバーグ)>

IFI によると、IBM は米国特許登録ランキングで 23 年連続 1 位を守り続けた。登録件数は 7,355 件で、このうち 2,000 件以上が「認知科学技術(cognitive computing)」と「企業クラウドプラットフォーム」分野だ。研究開発分野に売上の 6%を毎年投資した結果といえる。IBM 最高革新責任者(Chief Innovation Officer)は、最先端知的財産の開発に投資した例として上記 2 つの分野を挙げた。

認知科学技術は、IBM の CEO ジニ・ロメティが力を入れてきた分野だ。ビッグデータを分析して未来を予測するディープラーニング (Deep Learning) 技術に活用される。IBM は、人工知能コンピューター「ワトソン(Watson)」の認知能力をモノのインターネットの未来と判断し、去年 30 億ドルの投資計画を発表した。

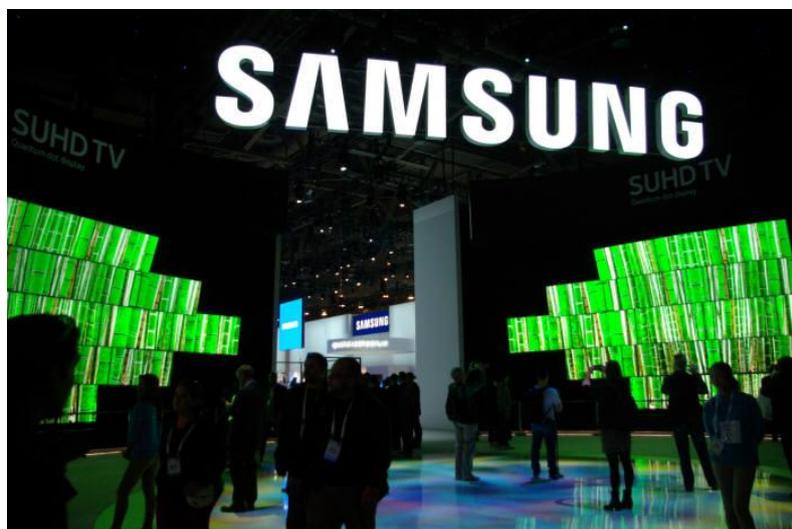


<IBM 人工知能コンピューター、ワトソン>

これに関連して中国にある IBM 研究所は、言葉の理解や対話を補助するシステムで特許を受けた。機械が感情の入っている単語を解釈することが中核となる。

IBM シリコンバレー研究所は、人間の脳構造と機能から影響を受ける新たな半導体を開発した。

サムスンは去年 5,072 件を登録した。去年 12 月初め頃にデータ分析サイト、スクープ (Scoop) は 1 位になると予想したが、IBM に 1 位を奪われた。当時サムスは 4,443 件と、IBM を約 200 件上回っていた。



<CES2016 サムスン電子展示場>

3 位は日本キャノン(4,134 件)となり、クアルコムとグーグルがそれぞれ 2,900 件、2,835 件と、4、5 位となった。

LG はソニーの次の 8 位を占めた。インテルとマイクロソフト (MS) は LG に追い越された他、1,938 件のアップルはトップ 10 入りを果たせなかった。

IFI は「IBM とサムスン、キャノンによる特許登録に支えられ、この 7 年間特許登録は増加し続けてきたが、去年減少し始めた。しかし、多数の企業が特許を以前より多く出願しているため、企業成長は続くと思われる」と予想した。

ユ・チャンソン記者 | yuda@etnews.com

5-5 サムスン証券、国内初でロボ・アドバイザーコア技術の特許出願

電子新聞(2016.1.14.)

サムスン証券がロボ・アドバイザーのコア技術の特許出願した。フィンテック市場の攻略に向けた第一歩とみられる。

同社は、1月14日国内初でロボ・アドバイザー・プラットフォームのコア技術である「投資成果検証システム」の特許を出願したと発表した。

同社が独自開発したロボ・アドバイザー・プラットフォームは、株式、上場指数ファンド(ETF)、上場指数債権(TEN)、先物等、様々な商品を種目の数に関係なく、ポートフォリオに構成し、資産再調整(Re-balancing)から売買までの全ての投資プロセスをロボットが担当する、国内唯一のプラットフォームである。

ロボ・アドバイザー・プラットフォームの独自開発のため、同社は2014年6月クレジットスイス社でトレーディングシステムのグローバル責任者を務めたイ・ジェフン専務をスカウトした後、イ専務を中心に10人余りの専門開発チームを立ち上げ2年にかけてロボ・アドバイザー・プラットフォームの開発を完了した。

サムスン証券が特許出願したコア技術は、グローバル金融危機と欧州の財政危機等の多様な市場状況が反映された過去10年の株式市場と現在の市場を仮想取引環境に完璧に再現する技術だ。同技術は、ロボ・アドバイザーの運用戦略の安定性及び効率性を実際の投資環境で検証できる国内初の技術となる。

イ・ジェフン専務は「仮想取引環境を基盤として、この2カ月間多様なテーマとセクターで構成された64のポートフォリオを精密検証した結果、全てのポートフォリオで満足できる投資成果を確認することができた」と述べた。

同社は、特許出願中の成果検証システムを活用し、ロボ・アドバイザー・プラットフォームの投資戦略と成果について市場局面別に精密に検証・高度化する計画だ。検証が終わったポートフォリオに限って商品として発売し、投資信頼度を最大限高める計画であることを明らかにした。

イ・ソンミン記者 | smlee@etnews.com

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム